

# 令和7年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

令和7年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和7年3月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和7年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月5日（水曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

5番 京 兼 愛 子                      6番 竹 林 昌 秀

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、京兼愛子君、6番、竹林昌秀君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

引き続き、質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** おはようございます。ふれあい放送をお聞きの皆さん、そしてまた、議場にお越しの皆さん、改めましておはようございます。また、ありがとうございます。2日目の一般質問の1番バッターということで、どうぞよろしく願いいたします。

本日は二十四節気の一つ、啓蟄というふうに、朝、テレビで言われておりました。冬ごもりをしておりました虫たちが土の中から出てくるというふうに言われております。春の兆しがということになろうと思いますが、まだまだ昨日、今日と寒い一日になるということをお言われておりますが、この雨が上がれば、少しずつ暖かくなっていくことを期待しております。

執行部の皆様には、昨日に引き続き、御丁寧な答弁よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、3月定例会の一般質問を行いたいと思っております。

今回は大綱3問、精神障害者にも医療費の助成を、そして、交通安全対策で優しいまちづくり、指定ごみ袋で安否確認をという3つであります。

1つ目の精神障害者の医療費の助成についてお伺いいたします。

精神障害者保健福祉手帳、この手帳は1995年、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で規定された障害者手帳です。精神障害者の自立と社会参加の促進のためにできましたが、この手帳ができて、障害者、身体障害者、知的障害者、そして精神障害者で3つの手帳制度が整いました。

身体障害者手帳や療育手帳に比べて新しいこの手帳は、持っておられる方が、令和4年の報告では全国で134万人余り、県内や町内ではどのくらいおいでなのでしょうか。まだまだ精神障害者に対する差別が残る中で、他の手帳に比べて少ないのではないかと推測いたしますが、実態についてお示してください。

そして、この手帳は2年ごとに更新をしなければならないそうではありますが、制度の概要についても併せてお示しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に障害者手帳がつけられました。制度の説明と、県内、町内の手帳取得者の状況はどの御質問にお答えいたします。

精神障害者の方の手帳としましては、精神障害者保健福祉手帳というものがつくられています。制度といたしましては、精神障害を持つ方が一定の障害の状態にあることを証明するもので、精神障害者の社会復帰の促進や自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、手帳を取得することで税制上の優遇措置や生活保護の障害者加算、公共交通機関の運賃割引や各種施設の利用料割引などのサービスを受けることができますようになります。

対象となる方は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方で、対象となる疾病の初診日から6か月以上経過している方で、障害の程度に応じて、重度のものから1級、2級、3級で、町窓口申請後、県が認定し、手帳を発行しています。

手帳取得者の状況は、県内では1級が517名、2級が4,700名、3級が3,002名、計8,219名です。町内では1級が13名、2級が79名、3級が45名の計137名となっております。手帳は2年ごとの更新が必要でございます。

以上、常包議員の御質問に回答させていただきます。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。県内で8,219名、町内で137名の方が手帳をお持ちということであります。

それで、身体障害者手帳の1級から4級、療育手帳の○A、A、○Bの方には、町の福祉医療費助成の条例により自己負担分を助成していただけます。しかし、先ほどの手帳、精神障害者手帳の方は対象外となっております。

先ほど御答弁ありましたように、1級から3級まであって、平成25年4月26日、その当時、厚生省ですかね、厚生省の保健医療局長通知によりますと、1級は日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものと、ちょっと分かりにくいんですけど、いわゆる洗面、入浴、更衣とか清掃などの清潔の保持ができない状態、また、2級については、

そういう社会生活が著しい制限を受けるか、または著しい制限を加えることということで、援助なしには洗面とか入浴とかができないという方を基準として定めております。障害者年金を受給している方もおいでると伺います。身体障害者手帳や療育手帳と同じように医療費の助成制度に加えるべきだと私は思います。残念ながら、現時点では県内では医療費助成の対象としている市町はありません。しかし、昨年12月現在、47都道府県のうち27道府県の中で、多くの自治体で助成対象となっています。奈良県では、平成29年4月から全ての市町村で1級・2級を対象とした助成がされております。

本町では、先ほど言いました県内でも全部ないんですけど、本町ではなぜできていないのでしょうか。考えられる課題はどんなことがありますか、お示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、身体・知的障害者は町福祉医療の一つとして医療費の助成がある。精神障害者を対象とすることについて、障害者の状況、全国の状況から考えられる課題は何かとの御質問にお答えいたします。

精神疾患での医療通院に関しては、精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、医療費が1割負担となる自立支援医療制度という助成制度があり、まんのう町では169名の方が制度を利用されています。精神障害者の方を福祉医療の対象としている自治体は香川県内ではありません。また、全国においても、対象としている自治体と対象としない自治体で分かれており、助成方法に関しても自治体間で統一されていない状況でありますので、精神障害者の方を町福祉医療の対象とする場合は、手帳の何級までを対象とするか、疾病のどの範囲までを対象とするか等が課題であると思われまます。

また、財源に関しても、仮に1級から3級までの方全てを福祉医療の対象として試算した場合、月額でおよそ150万円、年間にしておよそ1,800万円の財源が必要となりますので、町単独の財源で実施するか、香川県の補助金の対象としていただくかが課題になると思われまます。

以上、常包議員の御質問の回答とさせていただきます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。1級から3級全てを助成とした場合に、年間1,800万円の費用が必要ということでもあります。私、先ほど紹介した奈良県の場合は1級から2級ということ在全市町村がされているということではありますが、財政的な負担が大きいということ、町の財政状況から考えると、現時点ではそうあるということではありますが、私も福祉制度はできるだけ県内統一といいますか、ある程度、合わすと。財政の状況の有無にかかわらず、人の命の問題でありますから、やっぱりある程度合わすというのが必要かと思います。

香川県が実施しています、市町の費用の半分を負担をしていただける重度心身障害者等医療費助成制度がありますけど、その対象にさせていただくことがまず必要かなと。そして、

そのことが県内の統一的な対応につながるのかなというふうに、私、思います。

それで、高松市議会では、昨年の12月議会で、精神障害者に対する重度心身障害者等医療費助成制度の早期創設を求める意見書が香川県知事宛てに提出されております。本町議会でも議論をこれからしていけたらと思いますけれど、町執行部におかれましても、香川県に対して制度化の要望をしていただけないものか。また、近隣の市町、町村会等の中で統一対応、制度化に向けて協議をしていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお示してください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、制度化に向けて協議をしていただきたいとの御質問にお答えいたします。

福祉保険課では問題を抱えている家庭から様々な相談を受けますが、精神障害の疑いが問題要因の一つとして浮かび上がるケースもございます。その場合、御家族や本人に医療機関の受診や入院を勧めることもありますが、金銭的な面で医療につながらないケースもありますので、精神障害を対象とした医療費の助成制度があれば受診もしやすくなりますので、中讃圏内市町担当者会等で課題として提案し、近隣市町足並みをそろえ、県へ要望できるように検討してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。ぜひ、まずこの中讃圏域内、そして県内の町村会等の中で議論を進めていただきたいと思いますし、香川県の中でも、県議会の中でも、県の県議会だよりですかね、県の「ほっと県議会かがわ」の中にも、去年の11月議会の代表質問の中にもこの問題が取り上げられて、市町の御意見をお伺いしていくというような県の答弁が載っておりましたので、ぜひ、今、町長が言われたようなことを全体化していただけたらと思います。ぜひよろしく願いして、1番目の質問を終わりたいと思います。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 失礼します。2つ目は、交通安全対策から優しいまちづくり、優しいまんのう町づくりであります。

交通安全の基本は譲り合い、お互いの譲り合いが基本だろうと思います。家を出るのがついつい遅れてスピードを出し過ぎたり、交差点で無理に進入したりした経験が私もあります。また、前方の車がゆっくりゆっくりとといいますか、制限速度以内で走っているわけなんですけれど、ゆっくりでいらいらして、車間距離を縮めてしまうこともなかったでしょうか。交差点で右折車両に先に譲ったらいいんですけれど、直進車優先ということでそのまま行ってしまったりしたことがないでしょうか。先に道を譲ってあげるとお礼を言われて気持ちよくなりますし、そのことはその交差点での渋滞がなくなることにつながります。大勢の方が気持ちが落ち着きます。そして、次の交差点まで行くと、前の車に道を譲

ったからといって、到達時間が遅くなるということも、あんまり変わらないことが多いと思います。

先月25日の所管事務調査におきまして、2月3日現在の交通事故発生状況の報告がありました。令和6年11月から今年1月までの3か月間に町内で起きた交通事故136件でした。同時期3か月間で見ても、ほぼほぼ140件前後のようです。

死亡事故の当事者の状況なり、その発生状況というのは報告があるんですけど、交通事故の中で追突事故はどのくらい起きているのか、県内、町内の状況が分かればお示しく下さい。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、町内の交通事故、追突事故の発生状況はどの御質問にお答えいたします。

まず、町内の人身事故の発生状況についてでございますが、令和6年中の人身事故は42件発生しており、死者は1名、負傷者は49人ございました。

御質問の事故形態の内訳は追突事故が17件で最も多く、次いで出会い頭が6件、車両相互その他が4件、横断中の人対車両、車両相互右折直進が各3件という状況でございます。このとおり、追突事故は全体の40%を占めているのがお分かりになると思います。

常包議員の御質問の答弁とさせていただきます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。調査ありがとうございました。追突事故が40%ということちょっとびっくりしましたが、先ほど言いましたように、譲り合いというのがなかなか難しい状況が運転をしてると生まれているんだろうと思いますが、そういうお互いさまというような機運をつくっていく手段として、一つには赤ちゃんが同乗していますというような知らせるステッカーがあるかと思います。それはマグネットタイプであったり、吸盤タイプであったり、貼り付けのステッカーであったり、工夫された商品があって、そういう車両をよく見かけます。初心者マークのように義務づけではありませんけれど、赤ちゃんが乗っていることを後方の車に伝えて、運転の配慮を促したり、運転者自身も安全運転を心がけたりするためのために普及しているのかと思っています。

また、赤ちゃんが乗っていますというステッカー、次のようなエピソードがあるようです。ちょっと紹介したいと思います。

数十年前、アメリカで女性の運転する乗用車に大型トラックが後方から追突するという事故が起きました。女性の運転する車は大破し、その女性も意識不明の状況で救急搬送されました。幸いにも女性は一命を取り留め、事故から2日後に意識を取り戻しました。しかし、意識を取り戻した女性の第一声に周囲の人々が凍りつきました。「私の赤ちゃんどこ」。大破した車を調べたところ、座席と床の間から赤ちゃんの御遺体が発見されました。もしかしたら、事故発生直後に助け出せていたら、赤ちゃんの命を救えたかもしれません。この事故を機に、何らかの事故が起きた際に、レスキュー隊に向けて赤ちゃんの存在を知

らせるために、赤ちゃんが乗っていますのステッカーが貼られるようになったそうです。この車が事故に遭ったら、まず赤ちゃんを助けてくださいという意味が込められているようです。

このエピソードの真偽は定かではありませんけれど、状況的にあり得ない出来事とも言えません。このようなステッカーを貼ってある車ばかりではありません。全ての車に対して車間距離を十分に取って運転することを心がけることが貴い命を守るために大切なことだと思います。そして、子供が幼児期になりますと、ベビーインカーからキッズインカーへと切り替える方も多いようです。

少し前置きが長くなりましたが、高齢化が進むまんのう町では、こども園の送迎などで高齢者が孫を乗せる、通院などで高齢者を送迎するケースも多いかと思えます。そこで、提案です。

タブレットの一般質問、令和7年3月議会、常包をお開きください。

その中にこのような「孫が乗っています」、「高齢者が乗っています」というようなステッカーを載せていますけれど、後方の車に安全運転を促す取組はいかがでしょうか。これは町内の知り合いの方からいただいたのですが、町内の避難所の表示標識をまねてカリンの形にしているようです。よくできていると思いました。

交通事故のない優しいまちづくりの一つとして、町として、まんのう町として取り組んでいただくことはできないでしょうか、お考えをお示してください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、高齢者や孫が同乗していることを知らせる運動を進めはどうかとの御質問にお答えいたします。

まず、御質問にあります乳幼児を載せていることを示す「ベビーインカー」などのステッカーは、初心者マークや高齢者マークのように装着義務はありませんが、安全運転を促すためのセーフティグッズであると認識しております。そのため、ステッカーにはデザインや色に指定はなく、種類豊富なグッズが市販されております。

最近では、「ドライブレコーダー作動中」などのステッカーも販売されており、あおり運転や危険運転の抑止力として貼っている車も見かけます。

そのような中で、町の特産「カリン」や町のキャラクターを使用することで、町が一体となって安全運転に取り組んでいることが町内外に認知されれば、ドライバーの安全運転意識も広がっていくことが期待されます。

昨年、住民の方から同様の御意見をいただいた際、琴平町、まんのう町、琴平警察署、中讃土木事務所で構成してる琴平地区交通対策連絡協議会の幹事会で、このようなグッズを共同で作成してキャンペーン等で配布する案を提案させていただいた経緯がございます。しかしながら、既に購入されているキャンペーングッズから使用することになり、本年度は具体的な検討に至っておりませんでした。

また、「カリン」については、まんのう町独自の図案であり、琴平町も同時に作成する

ため、琴平町独自の図案を考える必要があります。

今後、今回提示いただいたようなグッズを参考に協議し、琴平地区交通対策連絡協議会において、キャンペーン等でのグッズ展開ができるか研究及び検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。ぜひこの提案も含めて検討をよろしく願いたいと思います。

続きまして、思いやり駐車場、身体障害者車椅子の駐車場の設置、拡大についての支援についてお伺いいたします。

令和5年の6月議会、おととしの6月議会で思いやり駐車場や障害者駐車場を設置する民間事業者を支援、助成できないかお尋ねしました。その際に、香川県と協議しながら、町としてできることを前向きに対応してみたい、このような御答弁をいただきました。現時点での協議、検討状況についてお示してください。

タブレットの先ほどの常包のところ思いやり駐車場を載せています。先ほど言いました令和5年当時の各公共施設、また、商業施設等の駐車場の表示の状況、かなり傷んでいるところがありましたが、その2年間で改善されていたら申し訳ないんですけど、令和5年6月当時の写真を載せています。

障害者や高齢者、妊産婦、けがをされた方などからは、その施設の出入口に近いところに停車、駐車することができることで非常に助かる、安心してそこの施設に行けるというようなよい反応があります。しかし、いまだに駐車する条件に合わないといいますか、該当しないと思われる方の駐車も後を絶たないようです。特に車椅子を利用されている方は、ドアを全開しないと車から乗り降りができません。ですから、ほかの駐車場が空いているから、そちらを利用したらということにはならないんです。

タブレットの駐車場の表示例、青く塗った部分とか、その横の商業施設1なり2、町内とか隣接市の商業施設の表示です。昨日と今日、写真を撮ってきたんですけど、ぜひ御覧ください。

私たちのマナーが問われるわけですけど、駐車スペース全体を着色、青くこの場合は塗っていますけれど、そのように着色するとかして、車椅子利用者の利用区画を専用の利用区画として目立つような形でできないのでしょうか。

また、町内の町有公共施設にもこのように塗ったところありますが、駐車場の表示費用というのはどのくらいかかるのでしょうか。せっかく設置いただいた箇所の表示が分かりにくくなっているところも見受けます。どうしても維持修繕というのは最後になりがちです。表示、ラインとかいうのは。道路でも同じことが言われております。道路のセンターラインが消えている、なかなか進まないのが現状であります。

そういう意味で、設置費用、修繕費用の助成をしていただくことはできないでしょうか。町民の目にこういう駐車場のことが目に触れることが多くなるのが私たちのマナー向上

にもつながると思います。優しいまちづくりにつながっていくのではないかと考えますけど、お考えをお示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、大勢が利用するスーパー、コンビニ、病院などに思いやり駐車場マークや車椅子マークの設置を補助してはどうかとの御質問にお答えいたします。

香川県によると「かがわ思いやり駐車場制度」協力施設向けにマニュアルを作成しており、施設管理者が思いやり駐車場として登録した場合、無償で県からステッカーやパイロンカバーが配布されるようです。

一方で、施設管理者が独自で路面を標示したり、着色したりしているものについては、その施設管理者の費用負担において実施されているものと考えられます。

そういったものの設置または修繕における経費を助成することにつきましては、例えば、思いやり駐車場を設置している施設に何かインセンティブを設ける等、経費助成に限らず、様々な方法を県または他市町とも協議し、調査、検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。お金を出すだけでなく、私、令和5年のときにお話ししましたが、企業、事業者の取組を紹介してあげる、これだけ頑張っているよということを紹介してあげるということもどうでしょうかということも提案させていただきました。ぜひ具体的に進めていただきたいというふうに思うんです。

先ほど言いましたように、最初はつくってしても、やっぱり年月とともに傷んでまいります。その傷んで直す費用というのはどうしても最後になります。まずは建物とか施設関係から直して、最後に路面、駐車場の状況を直していくというような形が多いと感じます。ぜひ具体的に支援策を検討いただくことを改めてお願いして、2つ目の質問を終わりたいと思います。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 3つ目の質問であります。町の指定ごみ袋で安否確認ができないかということでもあります。

町長の施政方針の中にも、南海トラフ地震が80%の確率、30年か、確率が上がったというようなことも言われておりましたが、地震や大雨など大きな災害が起きた直後には行政の支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは自治会なりお隣、地域の方々や隣近所をはじめとした住民同士の助け合いだというふうに思います。地域で災害発生時に安否確認ができれば逃げ遅れを防ぎ、一人でも犠牲者を少なくすることが可能になるのかと思います。

安否確認の手段として、黄色い旗を掲げる取組が福井県の永平寺町や静岡県富士宮市

など、多くの全国で取組がなされております。また、そういう住民参加の訓練の様子もインターネットや新聞等で見受けました。有効な取組だというふうに思います。

そして、今日の提案は、先ほどの一般質問、令和7年3月議会の常包のところを改めて見ていただきたいのでありますが、その中に多摩市のホームページというのが最後に載っています。東京都多摩市のホームページです。

東京多摩市では、日頃から市民の方々が使っている指定ごみ袋をベランダやフェンスなどにつける、目につくように掲示する、玄関先やドアノブに結びつけておくなどで、うちの家は無事である、うちの家族は大丈夫ですよということを周りの人に伝える安否確認をする取組、そしてそんな訓練も行われているようです。このホームページの中に2ページ目にごみ袋を掲示している写真も載っていますけれど、この取組は特に新しいものを用意する必要もなく、毎日使っているごみ袋を活用したもので、検討に値するのではないかと思います。できれば、その写真に書いてありますように、ごみ袋に無事ですというような表示をしておく、なお効果が上がるのではないかと思います。

災害発生から72時間を過ぎると、大幅に生存率が下がると言われています。迅速な救助のために安否を確認する、すぐに救助・支援を必要としない人を確認することは、逆に援助・救助を必要とする方への迅速な支援が可能となります。執行部のお考えをお示ください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、町指定ごみ袋で安否確認をとの御質問にお答えいたします。

常包議員さん御指摘のように、地震、大雨など大きな災害が起きた直後には、行政の支援が間に合わない場合が考えられます。そのときに自治会や地域、御近所の方々をはじめとした住民同士の助け合いは非常に大切なことであると認識しております。

その中で、今回御紹介していただいた東京都多摩市の指定ごみ袋を活用した安否確認は、迅速かつ簡単に自分の世帯が無事であることを意思表示ができる非常に有効な方法であると考えております。

災害発生時における地域での安否確認は、共助による初動の取組で、その後の救出救助や初期消火などの活動につながる重要な活動であり、安否確認を実施することで逃げ遅れを防ぎ、一人でも多くの犠牲者を減らすことが可能となります。

特に地震発生時の安否確認の方法として、無事を伝える黄色旗等を掲示する方法があります。短時間での安否確認とともに、救助が必要な人がいるか即座に判断できる目印になります。

多摩市では日常的に使っている家庭用のごみ袋に「無事です」の文字を印字していますので、災害時に玄関やベランダのフェンス等にこの「無事です」と印字されたごみ袋を掲示する方法で災害時に備えております。実際、災害が起こった場合には、「無事です」の表示がない場合、その家の人が家の中で家具などによって押しつぶされたり、居室に閉じ

込められている可能性があるため、必要に応じて訪問し、安否を確認するそうです。さらに家の中に人の気配がある場合は、消防、警察などに通報するとともに、住民の共助による可能な限りの救助活動を行うこととしております。

当町におきましても、このごみ袋に「無事です」と印字する取組は、少しの工夫でお金をかけずに防災活動を進めていくことができ、実施することは可能であると考えております。まんのう町指定ごみ袋に多摩市のように「無事です」と大きく印字すると同時に、英語で「ウイアーセーフ」、中国語などでも無事であると同じく印字する取組を来年度からできるように、住民生活課、総務課の担当が前向きに協議をしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** どうも前向きな答弁ありがとうございました。ぜひお互いが無事に安心して暮らせるまちづくり、そのためにお互いができることをきちんと共助としてやっていく、そして、その共助が届かない点を公助として支援していただくということをしていただいて、まんのう町で災害が起きても、本当に犠牲者の少ない減災ができることをお願いをしたいと思います。

私たちもそういうごみ袋ができれば、そのことをぜひまた周知していただいて、それを活用した訓練とかをしていただいて、日常生活に生かしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、3月定例会の私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、1番目の質問を許可します。

**○石崎保彦議員** 議場の皆様、そして、告知放送をお聞きの皆様、おはようございます。ちょっと冷え込みましたが、もう春が目の前までやってきております。

私は季節の変わり目が大好きであります。最近では異常な気候変化で夏と冬だけのように感じますが、本来、日本には春夏秋冬の四つの季節があります。そして、それぞれの季節をまた6つに分け、細やかな日本の四季の移り変わりを表したものに二十四節気があります。春で言えば立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨であって、今日はその春の真ん中に位置する啓蟄であります。

今朝、庭を見ますと、ロウバイの香りが漂って、梅の花が咲いて、モクレンのつぼみが少し膨らんだような気がいたしました。

本日は昨日に続き、一般質問の2日目でございます。議員が町の施策やその推進状況や方針などについて執行部の報告や説明を求めたり、質問を行うのが一般質問であります。どうか住民の皆様もまんのう町の町政、行政について、議員と一緒に考えていただくことを切に願います。

それでは、議長の御了解をいただきましたので、通告書に沿って私の一般質問を行いたいと思います。本日の私の質問は、1つ目が地域おこし協力隊、行政、議会、住民の四位一体の地域活性化であります。そして、2つ目がパブリックコメント、住民アンケートの活性化であります。

議場の皆様には、タブレットに掲載した資料も御参照ください。ホームページの一般質問から、令和7年、令和7年3月、そして一番右の石崎を開けてください。順番が質問順と逆になっておりますが、左からまんのう町のパブリックコメント手続の流れ、そして、地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊の拡充、都道府県別の受入れ隊員数、右から11番目の低いところが香川県であります。

それでは、1つ目の質問を行います。

地域おこし協力隊と行政、そして議会と住民の皆様、この4者が気持ちと力を合わせてまんのう町の課題に取り組み、住み心地のよい元気なまんのう町を実現させる一つの御提案でございます。

去る2月5日、庁舎の3階におきまして、地域振興課の主催でまんのう町地域おこし協力隊の令和6年度活動報告会が町内の関係者や他の市町の協力隊員の方々が参加して開催されました。1年目の協力隊員、1年の活動を終え、2年目を迎える隊員、そして、3年間の活動を終え、退任なさる3名のまんのう町の地域おこし協力隊員が御自身の取組を発表され、私も拝聴させていただきました。

感想を申し上げますと、皆さんの取り組んできた活動に私は大きな感激と元気をもらいました。1年目に取り組む思い、1年目を振り返り、2年目、3年目へと向かう思い、3年間の活動を終えて、これからの新たな人生に臨む思い、私も自分の人生に置き換えたような気持ちになって、あっという間の2時間を過ごしました。

町長も参加されていらっしゃると思いますが、栗田町長はどのような感想を持たれましたか。よろしければ、町長の感想を御披露願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、2月5日に開催された地域おこし協力隊の活動報告会の感想についてお答えいたします。

まず、3名の隊員には、それぞれ「木工・木育関係」、「空き家・移住定住関係」、「ひまわり関係」のミッションが与えられ、地域活性化につなげるため、地域住民と協力活動を行いながら、各分野において活躍されており、なじみのない地域で活動続けるのは本当にハードルが高かっただろうと思いますが、まんのう町のために尽力していただき、大変ありがたく思っております。

また、地域の方々や関係者が多数来場してくださり、3名の隊員の取組を知ってもらえる貴重な機会になったこと、活動を振り返り、成果を報告することができたこと、大変うれしく思っております。

参加者にとっても多くの学びや気づきをもたらす場であり、今後の活動に向けたモチベ

ーションを高める機会となったものと思います。

今後とも、このような発表の場を設けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** 御丁寧なお気持ちの御披露ありがとうございました。

私も同じなんですけど、もう少し多くの住民の方にあの場に居合わせてもらったら、もう少しその活動の受入れとか御理解とか応援というのができたのかなという気がしますので、また次回の御検討をお願いいたします。

ここで、地域おこし協力隊の制度について簡単に御説明申し上げます。

この制度は、都市部の若者が過疎地域等に移住して、おおむね1年から3年間の間、その地域の地場産品の開発とか農林水産業に従事したり、行政や地域住民と一緒に地域の課題に取り組む活動を行います。そして、その任期の終了後はその地域に定住し、住民として地域活性化の力となることを目的として、平成21年に創設され、令和6年で15年が経過しました。当初、89名でスタートした隊員は、令和5年度で7,200名まで増え、総務省は来年の令和8年度末までに1万名を目指しております。

地域おこし協力隊員に係る費用は特別交付税で措置されますので、決められた上限の範囲内においては受け入れた自治体の負担はございません。いかに地方の創生に力を入れているのかがうかがえます。この制度を利用して、現在、まんのう町では、先ほど町長御披露がありました3名の隊員が我々の町の課題解消のために頑張っております。

最近の新聞に、県下の市町において、地域課題解決に当たる地域おこし協力隊を募集する、または任用したとのニュースが何件かありました。その多くは地域の観光振興を任務とするものが多かったように記憶しております。

一方で、近隣市町の親交のある議員から、その議員の町の地域おこし協力隊員の1名の方が任期の途中で退任すること、また、もう1名は任期満了とともにその場を離れる、地域を離れるという話に接しました。驚きとともにちょっとむなしさを感じた次第です。

原因を聞いてみますと、隊員と行政の間で課題の共有がなく、任務の計画や仕事の遂行へのサポートが不十分だったことから疎外感を持ち、孤立していたのと、一部の住民の方において、地域おこし協力隊の制度への理解が十分でなく、自分たちの町の課題解消に取り組んでくれているんだという認識と感謝を持たない言葉や態度があったようですとその方は話していただきました。

本来、自分たちの町なのですから、自分の地域のことを考え、地域の問題に取り組み、地域の将来をつくっていくのは、その地域に集う住民一人一人と住民の代表である我々議員、そして行政であるはずです。我々が共に力と知恵を合わせ、共に考え、共に取り組むべきことだと私は思います。

この町へ訪れてくれた地域おこし協力隊員は、このまんのう町で生活している我々が気づかないところを我々と違った感性と観察力で我が町を眺め、まんのう町の住民として生

活することで様々なことに気づいてくれます。人生の多感で大切な時期の3年間を我が町の住民となって我々と一緒に過ごすのです。これは協力隊員の一生にとってとても大きな時間であり、意義のあることだと思います。この町に3年間をささげるといえば大げさに聞こえるかもしれませんが、それくらいの心意気や覚悟で面接試験を受け、任用に至った隊員の皆様であると思います。

隊員が思い描いてまんのう町の将来のまちづくりに取り組む活動と、彼らの将来を我々はしっかりと見詰め、寄り添い、このまんのう町と彼ら双方の未来のために一緒に歩む覚悟が大切であるのではないのでしょうか。この点について、栗田町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、地域おこし協力隊員の思い描く将来のまちづくりに、町として一緒に取り組む覚悟についての御質問にお答えします。

石崎議員さんのおっしゃられたとおり、地域おこし協力隊に応募し、採用された方々は、相当な意気込みや覚悟を持ってまんのう町へ来ていることは十分承知しているところでございます。隊員はそれぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することになります。隊員を受け入れる町としては、このような隊員を業務面のみならず、生活面を含めサポートする必要があります。また、隊員を地域住民につなぎ、町、地域住民、隊員で「想い」を共有することにより、隊員の円滑、有意義な地域協力活動につなげていくことが重要と考えます。

我々もまんのう町の未来のために「想い」を共有し、一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。温かい言葉をいただきまして、私もちょっとうれしくなりました。

冒頭で紹介しました協力隊員の報告会において、初年度の任務を終えて2年目に向かう隊員の話をしてしましたが、この隊員の任務はたしか空き家対策と移住転入対策であったように思いますが、任命後、自分に与えられたミッションについて、町内の現状を自分の足と目で確認し、1年目に取り組むべき課題を自身で設定し、それを計画し、着実に実践しているたくましさ感動しました。当然担当課の方々のフォロー、こういったものも大きかったと思います。

また、2年目となる今年度に取り組むこと、最終年度となる3年目に取り組むこと、そして退任後は一家でまんのう町の住民となり、3年間取り組んできたことの延長線上の仕事に関わっていきたいという力強い言葉を聞いて非常にうれしくなりました。

3名の各隊員の任期は3年間あります。幾ら熱い思いを持って仕事を積み上げても、3年という期間の終了と同時に任務は終了するわけです。まんのう町には現在3つの事業分野に、先ほどお話がありました、それぞれの事業に推進を委任した合計3名の地域おこ

し協力隊員がいらっしやいます。現在の制度では、3年間試行錯誤しながら積み上げたそれぞれの仕事のノウハウや実績は任期満了とともにリセットされ、新たに任用された後任の隊員が新しく自分のアプローチを開始する、若干、引き継ぎはありましようが、こういった現況ではないでしょうか。

事業の効率な継続と発展、そして確実な目標達成を図るためには、事業内容によっては、各年度ごとに1名ずつ協力隊員を採用し、常時3名体制ぐらいのチームとして運営する方式が有効ではないかと考えます。これにより、1名が退任した場合でも、チーム全体としての経験とか実績は維持され、新たに迎えた隊員の視点や感性が加わることで、事業のさらなる発展が維持できると思います。2年目、3年目を迎える隊員が担当課との連携の下、リーダーシップを発揮しながら、行政としっかり連携した、そして指導管理の下に、着実な事業目的の遂行と達成が行われるのではないのでしょうか。

冒頭で申しましたように、隊員に関する費用は自治体が任用する人数に関係なく、特別交付税措置が取られますので、地方における予算措置は要りません。総務省は来年度となる令和8年度末で1万名の多くの地域おこし協力隊員を目標設定しており、いかに日本各地の地域の活性化に重点を置いた積極的な予算を組んでいるかが分かります。これは有効に活用すべきだと思います。

ここで一つ、同じ四国内における地域おこし協力隊制度の活用例を御紹介します。

少し特殊な例かも知れませんが、高知県に大川村という自治体がございます。四国のほぼ中央、吉野川の源流と標高1,000メートル級の四国山脈の懐に位置しております。この村の人口は360人です、全部で。離島を除けば日本で2番目に人口が少ない村だそうであります。当然抱える課題は多く、担当する行政職員は少ないという状態の中で、円滑な行政の運営には計り知れない御苦労がおります。

大川村は何百万人の1人、何万人の1人から360人の1人のあなたへというキャッチコピーで、村内運営に必要な農業振興、産業振興、林業振興、観光事業、集落活動センター支援事業、給食事業やふるさと留学指導員、教育活動支援員、それから村のブランディングマーケティング業務、こういった非常に幅広い11の業務を担当する隊員を事業ごとに複数配置する体制づくりを目指し、村の活性化と持続可能な発展に向けた取組を行っております。現在、全部に複数配置はできていないようなんですが、発生する費用が特別交付税措置されるということは、限りある自治体の財政を気にすることなく地域を維持し、地域の発展に取り組めるという、言わば人と金に苦悩する自治体への所得再配分のような効果があるんじゃないかと思えます。

まんのう町は非常に優秀で情熱ある職員が多く、我々は恵まれておりますが、限られた行政職員の人数で、各事業分野におけるプロジェクトチームを新たに編成するのは大きな負担であり、通常業務に支障を来すような影響が懸念されます。

そこで、各課の連携体制を前提としながら、先ほど申し上げた、例えば3名体制によるチーム編成で地域おこし協力隊制度の運用を検討するお考えはございませんか。

例えば協力隊は入っておりませんが、現在、町内各地で進めております圃場整備事業は、農林課と農地機構、農業委員会、そして建設土地改良課の連携によって地域の説明会をはじめとし、とてもボリュームの大きな事業推進を行っております。そのお手伝いをしながら思ったことなんですけども、こういった庁舎内の町職員の編成による組織力は、自前、外注を問わず編成されたプロジェクトチームに比べて遜色のない、むしろそれを上回る組織力と成果を発揮しており、町を思う職員皆様の情熱と職務遂行能力の高さに感心しております。いかがでしょうか。町長の地域おこし協力隊のチーム運用についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、地域おこし協力隊員のチーム運用についての御質問にお答えいたします。

石崎議員の提案していただいた、一つのミッションに対し継続的に採用し、人数を増やし、チーム運用する方法も有効であろうかと思いますが、より広い範囲の地域課題について、例えば農林業、医療・福祉サポート、文化・スポーツ振興、デジタル活用、環境保全、鳥獣害対策など、多岐にわたる分野での課題解決に取り組むために、人数を増やす方法も有効でないかと考えております。

そのためには熱意を持った人材をどう確保するのか、日々の活動の指導管理など、どのようにサポート体制を整えるのか、3年後の起業・定住への支援の在り方など、担当職員の受入れ体制も整えていかなければなりません。

今後、どのように受け入れていくべきか、庁内全体で関係各課の抱える地域課題解決に向けた地域おこし協力隊の採用の方法とサポート体制について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。方向性がよく分かりました。どちらにしろ、隊員さんの数が増えて、そこのネットワークが立ち上げていければ、町全体の大きな力になっていただけたらと思います。ぜひよろしく願いいたします。

現在の協力隊員でございますけども、それぞれ優れた個性、感性、能力を持っております。面接、採用に当たられた執行部の炯眼には感服申し上げます。本当にいい人材が集まったなと思っております。どうぞ今後も多くのたくましい若者が、ホームページなんかを眺めて、まんのう町へ行きたい、まんのう町に住みたい、まんのう町で地域おこしをしたいと思い、当町の地域おこし協力隊の制度に応募されることを願い、そうなるようにまんのう町ならではの運用方法を構築いただけることを願っております。

そして、そういった若者とまんのう町の地域づくりをどう行い、どんな町をつくり上げるのか、行政と議会、住民の皆様と我々が課題と使命を共有し、この四位一体で取り組むまんのう町のまちづくりが住民に勇気と誇りを与え、住みやすいまんのう町への移住転入希望者が増え、全国各地から行政視察の申込みが殺到するような、まんのう町ならではの

取組が近い将来実現することを願い、本日の私の1つ目の質問、地域おこし協力隊、行政、議会、住民、この四位一体の地域活性化の質問を終わります。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時45分までといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**休憩 午前10時32分**

**再開 午前10時45分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

2番、石崎保彦君、続いて2番目の質問を許可します。

**○石崎保彦議員** それでは、一息入れまして、通告書の2つ目、パブリックコメント、住民アンケートの活性化についての質問を行います。

まんのう町においては、最近、第2次まんのう町総合計画後期基本計画案、それから、まんのう町議会の議員の定数を定める一部改正、議員定数の見直し、それから第3期子ども・子育て支援事業計画案、投票区・投票所の見直し案などについて住民の意見を求めるパブリックコメントが実施され、また、現在募集期間中のアンケートもあります。これらはどれを取ってもまんのう町の住民に関係が深く、影響の大きい内容や項目であります。しかし、地域住民に確認しますと、その認知度があまりにも低いことに驚き、当町のパブリックコメント制度と運用の在り方に疑問を持った次第です。

私を含む住民側の意識の欠如が問題なのか、制度自体に解消すべき問題があるのか、制度の運用面における問題であるのか、確認した範囲の住民の認知度からしても、そのコメント率はかなり低く、パブリックコメントとしての目的、存在意義を成しているのか懸念いたします。

つきましては、過去の状況とか現状を踏まえてどう捉えていらっしゃるのか、感じていらっしゃるのか、町長のお答えをいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、パブリックコメントの活性化についての御質問にお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、町がこれから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、事前にその計画等の素案を住民の皆さんに公表することで、それに対しての意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する町の考え方を公表する制度ではありますが、よりよい政策の実現を目指す上で重要な制度と認識いたしております。

また、住民の意見を政策に反映することで、より公正で納得感のある行政運営が実現できることはもちろん、行政の透明性の確保や住民への説明責任を果たす上でも重要な機会

となっていると考えております。

このパブリックコメントという制度について、現状どの程度住民の皆さんに認知いただいているかを定量的に量ることは難しいですが、これまで町が行ってきた個別のパブリックコメントに対し、その都度、様々な意見の提出をいただいております。

先ほどの御質問の中でも挙げられておりました直近公募を行ったパブリックコメントについても、それぞれ意見の提出をいただいておりますので、こちらについても住民の皆様から寄せられた意見をまとめ、計画等に反映させるため検討しております。

また、石崎議員さんのおっしゃるとおり、パブリックコメントという制度を知らないという方も少なからずいらっしゃるというのも事実だと感じております。認知度が十分でないことについては様々な要因があるかと存じますが、行政としては一層の制度周知に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。住民の地方行政に対しての興味の希薄、それから、我々議員における住民への問題提起の不十分さ、行政においては、住民が参加しやすい制度と運用の構築、このような要素が絡み合って周知度、認知度の低さを生み、コメント人数の少なさになっているんじゃないかと思います。

しかし、広報チャンネルを多様化した伝える方法を考える必要もあるかとは思いますが、パブリックコメント数のアップを図る方法として、かなり難易度が高いとは思いますが、若者に向けてはツイッターやフェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用した告知や、若年層やインターネット利用者への働きかけも可能であれば試みたい気はいたします。

また、地域のメディアや地元紙との連携、それから地域のコミュニティーを通じての広報活動の範囲を広げたり、項目に関連する各種団体に対しては直接情報を送ることも必要かもしれません。

アンケートの回答方法についても簡潔で分かりやすくし、住民側からの回答手段や方法、これをスマートフォンやタブレットなどで確認しやすい状態にして、住民が自分の使いやすい手段や方法で、年齢層も多様化してしますので、簡単に参加できる仕組みづくりも大切かと思っております。

また、分かりやすい質問と回答にすることや、回答の際に参考となる回答例などの提示をし、参加者が迷わず自分の意見を出せるように、参加方法や回答の過程の改善も必要であるかと思っております。

いろいろ調べておられますと、行政によってはアンケート回答者には抽選で地元産品とか商品券が当たるキャンペーン等を取り入れている自治体もありました。しかし、私はパブリックコメントの意義を考えた場合に、こういった手法は賛成できません。幾ら住民に伝える窓口を広め、パブリックコメント参加へのハードルを下げたとしても、一番大きな課題として残るのは何でしょうか。どのようにして住民が参画意欲を持ち、参加行動を取ってもらうか、ここをどうするのか、自分の声を行政に届けるという意義を理解し、参加

行動を行うことが行政にとってどういった効果をもたらすのか、住民の皆様がこの点をどう理解するかということに尽きるんじゃないかと思います。

こういった部分は選挙における自分の投票行動が自分自身に及ぼす影響を学習すると同じように、例えば児童や生徒が理解し、家庭へ持ち帰って家族に届けるように、お父さん、アンケート出した？とか、こういった環境ができればいいのかなど。学校においても授業の一環として取り上げることも必要かと思います。

難しく回答の出しにくい質問となって恐縮なんですけど、コメント数の少ないのは間違いのない事実であります。住民の声を拾い集め、政策立案や制度の導入、改正を行うのは我々議会や行政の責務です。現時点においてパブリックコメントの目指す方向性について、町長のお気持ちをお聞かせください。ちょっとさっきと重複するかも分かりませんが、今後の方向性があるのであれば、お伝えいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

石崎議員さんの再質問にもありましたように、パブリックコメントが今より活性化し、住民の行政運営への参画意欲が高まることで、住民に「私たちの声が届く」という意識が芽生え、ひいては行政への信頼感の向上につながるのではないかと私も考えております。

現状、個別のパブリックコメントの募集につきましては、主に役場窓口等での計画の閲覧や町のホームページへの掲載といった周知方法で行っているところではありますが、今の時代に合った新たな広報周知の方策を併せて模索していくことも必要だと感じております。

石崎議員さんから先ほどパブリックコメントの認知を向上させるための方策の提案を幾つかいただきましたが、その中にもありましたSNSを活用した広報活動など、幅広い年代に届く施策の実施を今後検討してまいります。

あわせて、公表する計画等の内容が住民が負担に感じるボリュームがある場合などは、分かりやすい概要版を同時に公表することなども検討していきたいと考えております。

町ではパブリックコメントに限らず、様々な形で住民と議会・行政が協働することで、よりよい政策を実現するというプロセスを重要視しております。

各種計画等の策定・見直しなどに当たっては、住民の皆様には各種委員会に参画していただいたり、住民アンケートの実施、自治会長会等での意見交換などにより、地域住民の皆さんの意見を幅広く募り、積極的に町政運営に反映させることで、一層の住民参加のまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 2番、石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。具体的ないろいろな対応をお考えとのこと、非常に心強く思いました。

私もその事案ごとに住民への趣旨説明やアンケートの協力は依頼してまいります。行政においても、先ほどお話があったような対応を図っていただきまして、コメント率の実績を上げている他の市町の状況や成功例等も参考にしながら、より有効な制度への改正と運

用をお取組をお願いいたします。

これで私の2つ目の質問、パブリックコメント、住民アンケートの活性化を終わります。

以上で、本日の私の質問を終わります。本当に非常に御丁寧な御答弁と御清聴ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告ありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

**○白川正樹議員** それでは、議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をいたします。私の質問は今回1問でございます。災害時におけるドローンの活用についてでございます。

最近、テレビの番組の撮影などでもドローンが使われている場面をよく目にします。この間もまんのう町の佐文でも棚田の撮影にドローンが来ていました。ヘリコプターなどより準備に時間がかからないことや大きな場所を必要としないことから、このほかにも災害時の迅速な被害確認や情報収集などに貢献していると思います。

災害が発生した際、ドローンは小回りのよさから様々な場面で活用することが可能であります。特に災害が発生した直後には、迅速に災害状況を搭載したカメラで広範囲に確認することができます。早い段階で被害状況を把握することができれば、その分、災害対応の策定が早くなり、その後の災害対応を迅速に進めることができると思います。

陸路が通行できなくなった場合、まんのう町は建設業者と災害協定を結んでおります。高度を落として飛行することで災害現場の詳細を確認でき、ドローンで迅速に情報を収集することができれば、重機もスムーズに適材適所に搬入できると思います。

まんのう町にも個人でドローンを所有している方がいると思います。その方と災害協定を結んでもいいかもしれません。大災害が起こればドローンの需要が高まります。まんのう町が自前でドローンを持てば、すぐに対応できると考えます。それには職員さんのドローンの操縦免許など、クリアしなければならない課題はいろいろあると思います。

それでは、質問いたします。

まんのう町内に個人で趣味や仕事のためドローンを所有している方がある程度いると思います。その中でまんのう町が災害でドローン撮影が必要なときに力を貸してくれる方を募集して、その方と災害協定を結んではどうかということなんですが、そのような検討はしたことがありますか、お答えを願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川正樹議員さんの、ドローン所有者と災害協定を結ぶことを検討したことがあるかとの御質問にお答えいたします。

まず、地方公共団体が災害用ドローンを保有・運用することは、災害時に迅速かつ的確な対応を行うために非常に有効な手段であると考えております。ドローンの導入により、被害状況の把握や救助活動が迅速化され、災害対応の精度が向上すると思われま

災害用ドローンの主な活用目的といたしましては、4つ挙げられます。

1つ目に、被害状況の迅速な把握としましては、地震災害の場合であれば、被災地の広範囲を短時間で撮影し、倒壊した建物や道路の寸断状況を把握できること、台風などの水害の場合であれば、河川の氾濫や土砂崩れの危険性をリアルタイムで確認できることとなります。

2つ目には、人が立ち入れない危険地域の調査としまして、山間部や水害地域など、人が入るのが困難な場所でも迅速に情報収集が可能であることや、大規模な災害現場や化学物質の流出現場など、高リスクのエリアでも調査ができることとなります。

3つ目には、救助・避難誘導の支援の観点から、行方不明者の捜索や避難者の位置確認に活用できることとなります。特に赤外線カメラ搭載の場合は、夜間でも捜索や確認ができます。また、拡声機を搭載したドローンでありますと、避難誘導や警報を発信できることとなります。

4つ目に、物資輸送の観点から、道路が寸断された地域に医薬品や食料などの緊急物資を輸送できることや、小型AED（自動体外式除細動器）を運び、救命活動を支援できることとなります。

このように、ドローンを導入することで様々な活用方法があり、災害時には大変有効な手段であると考えております。

一方、ドローン導入と運用の課題も考えられます。まず、操縦者の確保・育成の観点では、専門的な操縦技術や知識が必要であり、訓練を受けた人材に限られることとなります。その対策といたしましては、職員の資格取得を支援し、継続的な訓練を実施することや、消防団や防災ボランティアと連携し、ドローン操縦者を確保することとなります。その点からも、白川議員御指摘のように、町内や近隣市町のドローン所有者と災害協定を結ぶことも大変有効な手段であると考えておりますので、今後、町内外のドローン操縦者を確保するための調査を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 町内外の方のドローン所有者と協定を結ぶということの前向きな返事をいただきましてありがとうございます。

それで、災害が起これば、多分、ドローンを持ってる人はいろんなところから来てくれるということなんで、多分、間に合わないときがあるかもしれません。そんな場合、自前でドローンを持っていれば間に合うということで、先ほど言いましたように、役場でドローンを所有してはどうかという点、それは先ほど町長おっしゃったとおり、いろんな試験を受けないかとか、いろんなクリアしなければいけないというところがあると思いますけれども、町の職員がドローンの免許を持っておれば、災害以外にイベントのときの活躍とか、そういうことが、イベントの撮影なんか本番であって、災害時の訓練みたいなものになると思いますので、役場にもドローン活用をするために、所有する考えがあるかどうかお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問、役場でドローンを所有する考えはあるのかとの質問にお答えいたします。

昨年の12月21日、22日の2日間にわたり、総務省消防庁主催により消防団員ドローン操作研修が香川県消防学校で実施され、まんのう町消防団第11分団から4名が研修に参加いたしました。4名のうち1名がまんのう町職員であります。研修ではドローンの基本操作から始まり、操作訓練、目視外飛行、ドローンの構造、関係法令などの座学があり、2日目には夜間飛行やGPSを切った状態での飛行訓練などが行われております。

ドローンを一般的に使用するに当たっては、航空法によって飛行禁止区域や飛行方法が定められており、国家ライセンスが必要であります。ただし、空港周辺や人口密集地以外の150メートル以下の空域では資格不要となるため、まんのう町の消防団活動などにおいても積極的に利用することが可能であり、特に緊急用務空域である災害発生箇所におきましては、消防団員は自治体の指示により使用が可能となっております。

これらのことから、消防団員や町職員がドローン操作の研修を受け、飛行に関する手続をし、操縦することも可能であると考えております。

また、先進地導入事例といたしましては、東京都、神戸市、静岡県などがあり、香川県においても、昨年10月15日に一般社団法人瀬戸内ドローン協会と「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」を締結いたしております。

まんのう町といたしましても、ドローン購入には緊急防災・減災事業債が活用でき、後の交付税で7割が措置されます。これを踏まえて、災害対応用のドローンを購入するか、もしくは県や近隣自治体と協力し、ドローンの共同運用を行うかなどを、今後、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 役場でもドローンの購入を考えているということと、個人でドローンを持っている方と協定を結びたいという2つとも前向きな意見がありました。

今、東北で大火災が起きておりますけれども、あれもドローンで撮影すれば、どこら辺まで行って、どこら辺から消したらええかとか、そういうのが分かると思います。そういう意味も踏まえまして、役場でもドローンを持っていただくか、早めに災害協定を結んでいただいて、ドローンの活躍を施したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、質問を許可します。

**○真鍋泰二郎議員** 1番、真鍋泰二郎でございます。質問に先立って、ちょっと喉のほう調子が悪うございまして、聞き取りづらい点があるかと思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

昨日より始まった一般質問ですが、今回、10名の質問者がございまして、私が終わりますと、最後、川原議員さんで終わりということになりますので、大相撲で申せば結び前が一番というところをございましょうか。今回、3月3日に初日を迎えた定例会、21日千秋楽まで議会と執行部ががっぷり四つで実りある議論を進めていき、町政の発展につながればと思っております。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。本日は魅力の発見と発信ということで質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

前回の令和6年12月定例会の一般質問でシビックプライドについて少し触れさせていただきましたが、今回もそれに関わる内容です。ですので、前回のおさらいということで、いま一度、シビックプライドについて御説明いたします。

シビックプライドとは自治体などの特定の地域に誇りや愛着を持ち、その地域をよくするために貢献しようとする意識を指す言葉です。郷土愛と混同されがちな言葉ですが、シビックプライドと郷土愛は異なる意味を持っています。郷土愛は対象範囲が生まれ育った地域、私で言うとまんのう町に限定されますが、シビックプライドは故郷に限らず、移住先や関心のある地域も含まれます。つまり地元まんのう町出身者だけでなく、まんのう町に移住してきた人も、これから移住しようと考えている人も、さらには、まんのう町には住んでいないけれどまんのう町が好きな人、つまりまんのう町ファンまでもが対象となります。

また、郷土愛は好きという感情であるのに対して、シビックプライドは地域に貢献しようとする意識が含まれています。シビックプライドの醸成は地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民等の協力を促進する重要な要素となり、自治体にとって多くのメリットがあります。

まず、シビックプライドの高さと定住率は比例関係にあると言われておりますので、シビックプライドを高めれば、人口流出を抑えることができると言えるでしょう。そしてシビックプライドを醸成することで、住民同士が協力しながらまちづくりを行ったり、イベントや文化活動を主催したりと、活気ある住みやすい地域が形成できるとも言われています。さらに、住みやすいという評判が広まれば、新たな定住者や移住者を引き寄せる効果も期待できます。すると少子高齢化の改善につながり、若者の転出減や出生率増加などが実現できる可能性も秘めております。

では、シビックプライドの醸成にどう取り組むのかということで、執行部の皆さんと本日は御相談させていただきたいと思っております。

シビックプライドの醸成には多様なアプローチ方法があるかと思いますが、まずは地域の魅力を町内外に発信することが必要不可欠であると考えております。我が町においては広報誌やSNS、イベント開催など様々な手段を使い、魅力発信に鋭意努力されています。

そこで、現在、我が町ではどのような魅力発信の取組を行っているのかをお尋ねいたし

ます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、現在、魅力発信をどのように行っているのかとの御質問にお答えします。

まんのう町の魅力につきましては、豊かな自然と食、先人たちが守り伝えてきた貴重な歴史、文化だと思っております。観光に関する情報発信は、町勢要覧をはじめとするパンフレット等の印刷物の来町者への配布、主要施設等への設置やイベント等での配布などを行っております。あわせて、町のホームページやSNSにてイベント等の情報発信も行っております。

さらに、中讃広域での「瀬戸内中讃定住自立圏構想事業」で制作したPR観光動画を町のホームページで発信を行ったり、広域での「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」で県内外にて観光イベントを開催したりしております。

本年度、新たな取組といたしまして、香川大学生と満濃中学生が合同で「まんのう町魅力発信プロジェクト事業」を実施し、若者の目線から見た本町の魅力を4種類の動画として作成し、2月1日から毎週土曜日に1本ずつ順次公開を行っております。

令和7年は大阪・関西万博と瀬戸内国際芸術祭が開催されることから、昨年に魅力発信を旅行電子雑誌に掲載し、ホームページでも閲覧できるようにいたしております。

また、町のホームページをリニューアルすることから、基本のサイトと観光面に特化した「魅力発信ポータルサイト」を設け、情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** よく分かりました。パンフレット、あとホームページの充実、新しいホームページ見せていただきまして、先ほど言った魅力発信のほうの特別のほうのページ、非常に写真もあるし、ヒマワリのような感じの黄色いイメージで非常にいいかなと思っております。今後、ホームページの充実というのは本当に重要だと思いますので、続けていって、もっともっと発信していただけたらと思います。

また、町だけでなく広域圏とか中讃広域内での合同での発信というのもありまして、非常にいろんな多岐にわたって魅力発信をしていただいているということがよく分かりました。

それでは、次の質問に移ってまいります。

次に、魅力発信の取組を推進するためにおさらいというか、確認といえますか、ちょっと一般質問ですることではないのかもしれないんですけども、我が町の魅力について、いま一度、考えたいと思います。場所、特産品、文化の3点に分けて、順を追ってお尋ねいたします。

質問の前に、まずちょっと聞いていただきたいんですけども、「讃岐の峰の雲晴れて 大瀬戸清くかもめ舞う 絶景ここに織りなして あゝ美しのわが郷土 香川県民いざ誇

れ」、香川の美しい風景が浮かんできませんか。

では、この香川県全域から我がまんのう町にピントを合わせてください。

それでは、お尋ねします。我が町の魅力となる場所（名所・絶景スポット）にはどこがありますか。町が把握する一押しのお示しをお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員の、本町の魅力となる場所（名所・観光スポット）はどこかとの御質問にお答えいたします。

まんのう町の魅力となる場所は多く存在しますが、代表的なものを申し上げますと、まず、まんのう3大観光資源でありますまんのう町を代表する名勝「満濃池」をはじめ、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園があります。次いで、豊かな自然として帆山中山ひまわり団地、島ヶ峰、大川山、美霞洞溪谷等がございます。歴史・文化といたしましては二宮忠八顕彰碑や飛行館、中寺廃寺跡等がございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** やっぱり満濃池と国営讃岐まんのう公園、県立の満濃池森林公園、これがいわゆるまんのう町の3大観光地といいますか、名所というか、ホームページか何かにもそのように書いてあったかなと思います。それと、近年始まったヒマワリ、中山、また帆山の、また、琴南奥地になりますけども、島ヶ峰のソバ畑、そして大川山、美霞洞溪谷と、文化的なところでは縦ノ木峠の二宮忠八の飛行館とか、中寺廃寺なんていうのもちょっと場所がすごい奥で分かりにくいところなんですけど、多岐にわたるこういうスポットがまんのう町にもあるということが分かりましたが、ちょっとタブレットのほうを御覧いただきたいんです。

一般質問、令和7年3月定例会、真鍋のところを開けていただいて、②の風景という資料を御覧ください。

我が町の山に近い地域ではよく見る風景じゃないでしょうか。どこか分かりますでしょうか。ここは長炭地区の金剛院という集落です。我が町の珍しくない風景、日常的な風景かもしれませんが、この金剛院という場所に魅力を感じた人がいます。そして、ここで農業をしようということで仲間を集めて、現在、活動しています。

続いて、③の活動の様子というのを見ていただけたらと思います。先日も20名ほどが集まり、地元の神社の掃除をしておりました。そして、お昼休憩のときには地元の方の庭先をお借りし、打ち込みうどんの炊き出しを行い、わいわいがやがやとにぎやかにしておりました。遠い方では愛媛県松山市から、また、小豆島からも来られており、金剛院の里はにわかには活気づきました。

それとまた、先日のニュースで、慶応大学生が目指すセルフドローン空撮サービスということで、これもまた長炭地区平山の棚田が出ておりました。先ほど白川正樹議員の質問の中でも、佐文地区でドローンの撮影をしておった、棚田の撮影をしていたというのは、

これは同じ方だと思います。このニュースに関してはインターネットに記事もございますので、ぜひ御覧いただけたらと思います。我が町の棚田の魅力を全国に伝えるいいきっかけになったことと思います。以上、2つ御紹介させていただきました。

住民にとってはふだんのありふれた風景でも、外の人にとっては魅力ある風景なのです。こういった場所が町内にはまだまだありそうです。お隣、琴平町のようなザ観光地ではない我が町にとって、人を呼び込むというのはこういうところなのかもしれません。

続いて、質問いたします。場所に対することでもう一つお聞きします。

最近の観光は現地に行く、そこで何かを見るということが体験をするに変化してきているかと思います。先般公開されました、先ほど町長の御答弁でもありましたが、まんのう町魅力発信プロジェクトにより作成された動画でも、牧場での乳搾りや餌やり体験の映像がございました。町内にはそういった体験スポットはどのくらいあるのでしょうか。町の把握している範囲で結構でございます。お尋ねいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、観光が「行く、見る」から「体験する」に変化してきているが、町内に体験スポットはあるかとの御質問にお答えいたします。

体験スポットにつきましては、琴南地区島ヶ峰でのそば栽培体験とそば打ち道場、琴南地域活性化センター「ことなみ未来館」でのいとのこ体験教室、ニュースポーツ体験、民間事業者によるエコツーリズム事業として行われているまんのう町内の山や文化財を巡るトレッキング、ツリークライミング体験等がございます。また、町内有志によるイベント等の開催も行われており、町の魅力発信、地域活性化に貢献いただいております。

昨年からはヒマワリ栽培体験も実施しており、体験された方にアンケートを行ったところ、再度体験したい方が多数おられることから、令和7年度も実施予定で計画をいたしており、ヒマワリに多くの方が関心を持っていただくよう行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** よく分かりました。エコツーリズムの関係の山でのトレッキングですかね、これは元地域おこし協力隊の方が地元で起業した、そういう事例だったかと思いますが、地域おこし協力隊、先ほど石崎議員さんも質問がありましたけれども、それが地元に着いて、こういう事業を行ってくれている、体験ツアーをしてきている、非常にありがたいなと思っております。

また、そば打ち、これは人気でなかなか行けないという人もいる、抽せんというふうになってるんでしょうかね、そういうことで続けていければと思います。

また、ヒマワリ栽培、地域おこし協力隊のほうにひまわり栽培協力隊というのを募集して、今、やっております。今後、夏に向けてそういう方がまんのう町を訪れてくれたらなと思っております。

次の質問に入ります。

その前に、またちょっと聞いていただきたいと思います。

「塩焼く浜に野に街に 勤労の汗玉と照る 天産ここに潤いて あゝ幸に満つわが郷土 香川県民いざ奮え」、天の恵みにより、郷土香川の様々な産物が潤う様子が浮かんできませんか。

では、香川県全域から我がまんのう町にピントを合わせてください。

それでは、お尋ねします。我が町の魅力となる特産品にはどのようなものがありますか。これぞまんのう名物という特産品をお示してください。

**○大西樹議長** 地域振興課長、河野正法君。

**○河野地域振興課長** 今、おっしゃられました特産品の関係でございますけど、今、町のほうではヒマワリ関係の特産品、それが中心となろうと思います。

それと、現在、いろいろな方面で特産品ということで、もともとまんのう町でありましたカリン、そちらのほうを使つての特産品の開発、また、それ以外にも羽間でもイチジクとかいう部分もあつたりという部分で、そういう農作物が中心となりますが、こちらのほうが特産品ということであろうかと思っております。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** やっぱり今の中心はヒマワリかなと思います。それと島ヶ峰のソバ、後でちょっとお聞きしますが、旧満濃町から町木に指定されてますカリン、それと羽間のイチジク、こういった農産品が主ですけども、やっぱりこれは発信していく大事な特産品ではないかなと思います。

そのヒマワリということで、先ほどお聞きしました場所、名所にも関わってきますが、ヒマワリ製品についてお聞きします。

我が町のひまわりオイルは老化防止によいとされる抗酸化作用のあるビタミンEと、悪玉コレステロール値を下げる効果があると言われていたオレイン酸がとても豊富に含まれています。そんなひまわりオイルですが、原料となるヒマワリの種が天候不順や野鳥の被害により、収穫量が大幅に減少しています。

そんな中、夏の暑さに耐えながら懸命に励んでおられる生産者の方には、本当に頭が下がります。しかし、生産者の方からは買取り価格が十分でないとの声があるようです。厳しい環境下での作業の割に利益が薄い、このままでは生産者の方が減っていき、満足な収穫量が得られなくなるのではと危惧しています。ですから、ヒマワリ生産向上のためには、まず生産者を守ることが必要であると私は考えます。執行部のお考えをお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、ヒマワリの生産向上にはまずは生産者を守ることが必要ではないかについての御質問にお答えします。

ヒマワリの栽培は各年度に栽培計画を立て、栽培者を募集し、栽培を行っていただき、収穫したヒマワリの種は一般社団法人サンフラワーまんのうが全量を買収しています。

近年では、自然環境の変化や鳥獣被害、特に鳥害につきましては、種の播種後に二葉の

芽を食べられることや収穫前に種子を食べられる被害が大きくなり、その対策経費が多大になってきていることから、令和7年度からは買取り価格を1キログラム当たり400円から500円へ100円増額しました。

また、高品質の種子を確保するため、10アール当たり100キログラム以上の収穫量のあった場合には100円の上乗せを行っていたものを、収穫量70キログラム以上を超えた場合には100円の上乗せにすることと改定することとしました。

また、まんのうひまわり振興協議会で地域振興奨励金を創設し、栽培者が継続して栽培できるよう交付を行っております。

御指摘のように、安定的な高品質の種子を継続して確保するためには生産者を守ることが大事であると考えます。令和7年度より新しい取組を行いながら、一般社団法人サンフラワーまんのうとも協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 生産者を守らないことには生産者がいなくなる、ヒマワリ畑がなくなる、そしてひまわり製品が作れない、つまり魅力ある場所と魅力ある特産品を同時に失うということにつながります。限られた財源の中ではありますが、よくよくの検討をお願いいたします。

次に、我が町の特産品として、先ほど御答弁にもありましたカリンがございます。平安の昔、弘法大師空海が唐の国より持ち帰ったカリンを日本で初めて植えた場所が我がまんのう町であると言い伝えられています。我が町のカリンはそうした歴史的背景や物珍しさもありますので、もっともっとアピールすべきではないかと思うのです。

我が町は令和4年にカリンのど飴で有名な株式会社ロッテとまんのう町民のカリン認知拡大推進に関する連携協定を締結しております。大企業との連携、大いに期待をいたしております。歴史ある特産品カリンの魅力発信をどうするのか、今後どうしていくのか、執行部の見解をお示してください。

また、続けてお伺いします。

バレンタインデーに島ヶ峰のソバを加工したチョコレートを頂きました。味もよく、本当においしくて、新しい特産品ができたなと思えました。ソバ、ヒマワリ、カリン、イチジクなど、特産品の加工製品は町内にまだまだあるんじゃないかなと思います。町の今後の特産品開発をどうするのか、その道筋をお示してください。2点お伺いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、カリンは歴史的背景や珍しさもあり、もっとアピールすべきではないかとの質問にお答えいたします。

カリンはまんのう町の町木に指定してされており、真鍋議員のおっしゃるとおり歴史的背景や珍しさがあります。平成の大合併以前の旧満濃町時代の昭和59年にカリンを町木に指定したことに伴い、苗木を各家庭に配布したことから、町内の至るところにカリンが

あります。また、町有施設にはカリンの名がついた施設が多くあります。旧満濃町時代にはカリンワインなどの特産品をつくり、地域活性化を図っていましたが、販売に苦戦をし、縮小されてきました。

しかしながら、町木であるカリン、満濃池と深い関わりのあるカリンを認知していただくよう、現在、各種取組を始めたところであります。

まず、カリンのことを知らない子供たちに地域学習において、ふるさとへの愛着や誇りを持つことから始めています。

また、株式会社ロッテと令和4年9月に「まんのう町民のカリン認知拡大推進に関する連携協定」を締結し、ロッテのカリンのど飴にまんのう町産のカリンを30%程度使用しており、かりんまつりではカリンの認知活動を行っていただいております。カリンのことをもっと知ることができるホームページもロッテが作成し、年々、掲載内容を充実しているところでございます。

また、カリンの栽培者を守るためには、カリンを使用した商品も必要であることから、カリンを使用した商品開発に関心のある企業を募集したり、声かけを行ったりしたところ、現在、数社が研究開発に取り組んでくださっております。

町といたしましても、もっとアピールができるよう、ロッテの協力を得ながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今後の特産品開発をどうするのかについての御質問にお答えいたします。

特産品開発につきましては、特産品をつくって終わりではなく、各種の調査を行い、持続可能な商品をつくることが重要であると考えております。現在、新たな特産品開発に向けて食材調査、流通調査、店舗調査、消費調査を行っています。調査結果を見て、食材の調達や商品の候補となり得るものがあるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 2つお伺いいたしました。

認知度、町内でも一旦は盛り上がりがあったので、昭和59年に町木指定で苗木を配ったので、みんな各家庭に本当にあったように思います。それから40年近くたって、町内でも認知度が下がってきてるんじゃないかなという中で、子供たちに地域学習の中でこういうカリンのことを教えていくということは非常に大事だなと思います。こういうことがシビックプライドの醸成につながるものと思っております。

また、いろんな製品開発をしていく中で、つくって終わりじゃなくて、今、町長が言われたように、次は販路を広げていかないと、つくるだけで置いとったって、これはいかんので、そういう調査研究を続けていっていただけたらと思います。

そして、先ほども出てましたけど、今年の1月の町の広報にカリンで新しい製品を開発しませんかと、こういうチラシも出てまして、こういうことで進めていって、数社手を挙げてくれているということなので、またこの製品開発の道が開けていくんじゃないかなと

思います。

私がよく行くカフェでカリンの酵素ジュースを作ってるようで、ちょっと作り方はよく分からないんですけど、シロップのような形になって、それを炭酸で割って飲むと。そういうジュースを作ってるところが町内にございました。手作りなのでたくさん量は作れないみたいなんですけども、なかなか味わいもよくて、こういうのも新商品になっていくんじゃないかなと思っております。御期待を申し上げます。

次の質問に入りますが、その前にまたまたちょっと聞いてください。

「時代の息吹新しく 文化の香りまた豊か 老幼ここに相和して あゝ築き行くわが郷土 香川県民いざ進め」ということです。

先日、新しく完成した県立アリーナでは、こけら落としのサザンオールスターズのコンサートで大変にぎわっていたということです。郷土香川は新しい時代に突入しております。

しかし、秋祭りの時期には昔と変わらず獅子舞やちょうさの太鼓、鐘の音が聞こえ、県内各地の鎮守の森は大にぎわいのございます。そこでは老いも若きも手を携えて地域を盛り上げようとしている、そんなイメージが湧いてきます。

では、我がまんのう町にピントを合わせていただけたらと思います。

それでは、お尋ねします。我が町の魅力となる文化には何かがありますでしょうか。世界に誇る我が町の文化資源は何かをお示しくください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、本町の魅力となる文化は何かについての御質問にお答えいたします。

真鍋議員さんおっしゃるとおり、獅子舞、太鼓台をはじめとする民俗文化財は地域の皆様が先人から継承している重要な文化財です。まんのう町では、令和7年度より「まんのう町文化財保存活用地域計画」の策定に着手し、令和9年12月に行われる文化審議会での認定を目指しております。本計画には指定文化財だけではなく、獅子舞、太鼓台をはじめとする未指定文化財の保存・継承、活用についても記載する予定であり、現在、休止・中止を余儀なくされている民俗文化財についても調査の対象としております。

本計画策定により、まんのう町全体の民俗文化財の保存・活用について、今後、施策を円滑に進めることができ、町民の皆さんはもちろんのこと、町外の方に対しても、認知度の向上が図れることを目指しており、まんのう町の魅力向上につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 非常に心強い御答弁をいただきました。

私、令和4年9月定例会にて、文化財保護法の改正に伴い、我が町の文化財保護条例を改正し、登録制度を新設してはどうか。そして、未指定となっている獅子舞、太鼓台等の民俗文化財を調査し、新しく新設した登録制度にのっとって登録してはどうかと訴えさせていただきましたが、一昨日、先ほども言うていただきましたけど、町長の施政方針の中

で、指定の文化財のみならず、未指定の文化財を含めた町内の文化財を包括的に保存継承するために、まんのう町文化財保存活用地域計画の策定に取り組み、地域の特徴を生かした地域振興を目指すとのことをお言葉をいただきました。これはやったぞと思ったわけですが、これが私の勘違いでないことを願っておるわけです。

先ほどちょっと年数をかけて調査をしていくということ、それと現在休止中になっている団体に関する調査対象とすることで一つ安心しております。

声を上げよらないかんで、また言わせていただくんですけども、私がここで伺いたいのは、綾子踊もあるが、獅子舞、太鼓台もええじゃないかということで、それらの民俗文化財を、町の調査が終わってからも大丈夫なんですけども、町の登録の文化財としてアピールしていくべきではないか、そして、令和4年の9月定例会のときは、地域の歴史を物語る有形無形の様々な文化財を把握し、保存活用していくことが喫緊の課題という答弁があったけれども、それで今から調査をするわけですから、調査の先を私は知りたい。どういう登録を考えていくのかどうか、その辺りの執行部の見解をお聞きします。

**○大西樹議長** 生涯学習課長、末久誠君。

**○末久生涯学習課長** 真鍋議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどもおっしゃってございましたけども、令和3年に文化財保護法の改正により、文化財としての価値に鑑み、保存活用のため、措置が特に必要とされるもの等、地方公共団体、まんのう町でありますけども、その文化財に関する登録簿に登録ができ、その中で適切である資料とするものについて、文部科学大臣に対しまして国の文化財登録原本への登録を提案できることとなっております。

現在、まんのう町においては、まんのう町文化財保護条例第5条第1項の規定により、町にとって重要なものをまんのう町の指定文化財に指定することができるとなっております。町登録文化財については定めておりませんが、令和7年度より着手するまんのう町文化財保存活用地域計画において、町登録制度についても検討がなされると思いますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** これから検討をよろしく願いします。

文化財保護法の改正とか登録制度に関しては、資料をタブレットにつけておりますので、4番のところを見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、WBCで世界一となった侍ジャパンを率いた栗山英樹監督、栗山監督は昭和の名将三原脩監督が残した三原メモと呼ばれるノートを読み込み、野球哲学を磨いてきたとされています。その三原監督の出身地は我がまんのう町であります。役場本庁2階にひっそりとはありますが、三原監督の展示がなされています。WBC優勝、そして今日の大谷翔平の活躍の陰には、この三原メモの影響が大いにあったと思われま。

また、10年ほど前に引退されましたが、まんのう町出身のプロ野球選手がいたことは御存じでしょうか。四条少年野球クラブで私の1級先輩だった元中日ドラゴンズの投手、

鈴木義広選手です。そして、連載は終わってしまいましたが、野球漫画の名作「ダイヤのA」の作者、寺嶋裕二氏も我が町出身、アピールポイントはそろっております。

そして、我が町には大小様々な野球場も充実しております。そして、何と何と硬式野球ができる野球場もあるんです。今こそ我が町を野球の町としてアピールすべきではないでしょうか、執行部の見解をお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、プロ野球選手、野球を題材とした漫画家を輩出する我が町を「野球の町」としてアピールすべきでないかとの御質問にお答えいたします。

野球といえば、大谷選手に代表されるように、国内国外を問わず非常に人気が高く、国民的なスポーツであります。御存じのとおり、古くから野球を題材とした漫画やアニメも多くありますが、まんのう町出身というと寺嶋裕二先生がいらっしゃいます。先生の漫画は非常に人気があり、以前、まんのう町で先生の漫画展を行ったところ、多くのファンが詰めかけ、遠くは韓国からも来ていたというほどの人気ぶりでした。また、先生は地元満濃中学校へ野球道具を寄贈され、また、先生の描き下ろしキャラクターは地域商品券にも描かれております。さらに、まんのう町は野球史に残るプロ野球で選手・監督として有名な三原脩氏や中日ドラゴンズで選手だった鈴木義広氏を輩出しております。また、近年、満濃中学校の野球部も強く、県内でも強豪校となっております。

そのようなことから、「野球の町」としての素地はあるように思われますが、「野球の町」と呼ぶまでになると、例えば町全体で「野球の町」としての機運の醸成のために大会の開催や先ほどの元プロ選手の用具や紹介、各所へのPRなど、町を挙げて実施する必要があると考えるところでございます。

今のところ、町内で野球漫画の原作者や元プロ野球選手がまんのう町出身であるということについて、一部の方は知っていますが、多くの方は御存じないと思われ、また、PRに当たっては、御本人や御家族の意向や了解を得る必要もあると思われ。

今も昔も人気の高い野球で、真鍋議員が御提案くださったように町をPRできることは非常によいことと思われ、まずはどのようにしてアピールしていくのか、一時的なものとならないか、誇れるスポーツはほかにもあるのではないかなどをよく検討した上で進めるべきでないかと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** おっしゃるとおりで、住民全てに認知度がまだ足りないのかなと思いますし、これは私の夢物語のような話ですけど、僕は栗山監督をまんのう町に何かの形でお呼びして、野球の指導者の指導をすとか、そんなときに大谷翔平からビデオレターぐらい来たらいいなという、そういうところなんですけども、アピールしていくにしても、土台をしっかりとやらないと、一過性になってもいけませんので、一つのアピールポイントとして提案をいたしておきます。

続いて、最後になるんですけども、我が町は多くの魅力にあふれております。先ほど来

の質問の中でいろんな魅力のある答弁をいただきました。それをどんどん今後発信していかなければなりません。

そこで、以下のことを御提案いたします。

魅力発信をする上で、少ない費用で最大限の効果を発揮しなければならないと考えます。まずはSNSによる発信が最小費用で効果のある取組ではないでしょうか。本町ではユーチューブ、Instagramの公式アカウントがあります。現在は地域おこし協力隊を中心に投稿しているようでございますが、昨年11月に行政視察に参りました鳥取県智頭町では、Instagram等のSNSの投稿に町民が関与する取組、町民ライターという制度を行っております。

タブレットの資料5番を御覧ください。

同様の取組を本町においてもできないかと思うのです。しかし、今から町民ライターの募集というと手間もかかりますし、どのように進めていくのかということで、ルール決めにちゃんとしないと、何でもかんでも町の公式として投稿してしまうと問題もあるし、智頭町さんも1日前には町の方がチェックして、これでいいとなって、次の日の一番に発信すると、そういう形を取られてましたので、手間も時間もかかりますので、まずは次のようなやり方はどうでしょうかということです。

ハッシュタググまんのう町「〇〇〇〇」、この「〇〇」は何でもいいんですけど、そういったテーマをつけて、ハッシュタググまんのう町「〇〇〇〇」で町の魅力をみんなで発信しようみたいな告知を行政が大々的に行い、発信は町民をはじめ、先ほど言いましたまんのう町ファンも含む大勢の人が行う。場合によっては、県内のインフルエンサーに依頼し、Instagramやユーチューブで紹介をしてもらおうという手もあるかもしれません。我が町には登録者数60万人を超えるユーチューバーがいるじゃないですか。まんのう町に関係する人の中には、インフルエンサーのような方も必ずいるはずですよ。私のInstagramのフォロワーでも355人おるので、もっといる人がいっぱいいると思うんです。町の公式のインスタが2,000を超えてたと思いますので、ここのフォロワーが多ければ多いほど発信はどんどんしていきますし、そういったフォロワーが多い方に発信してもらおうというのが一つ手じゃないかなとも思うんです。

そして、発信してくれた方への特典、プレゼント、こういったものも忘れてはいけません。簡単な小さなものでも構いません。この制度というか、事業に参加した印になるようなものがあればいいなと思います。

また、ユーチューバーとかインフルエンサーと呼ばれるような方には、そういったものじゃなくて、例えばふだん入れないようなところに入れる権利みたいな特典もいいかもしれません。その入った場所をも発信してくれるんじゃないかなと思います。

また、他の自治体のふるさと納税の返礼品であったかと思うんですが、一日町長みたいなものもいいかもしれません。

様々、今、言いましたけども、どんな事業展開をしていっても、どうしても失敗はつき

ものなんです。失敗を前提に安い方法で数を打っていくというやり方、考え方もあるんじゃないかなと思うんです。また、その失敗したことすらネタにしてPRするという、そういうガッツも必要でないかなと思います。

また、今るる申し上げたこういった取組は、今定例会に提案されているまんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の12ページにある施策事業の2、まんのう情報を発信する人材とネットワークづくりの項目にも合致するものと思います。個別のところ、表の一番右側で、インフルエンサーの発掘のような文言もあったかと思います。以上、御提案いたしますが、執行部の見解をお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、魅力発信の提案を受けて執行部の見解はどの御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、町の紹介となると、現在は各種パンフレット等の作成配布、町ホームページ等が中心の情報発信を行っています。真鍋議員の御指摘のように、昨今はSNSによる情報発信が主流であり、大きな費用をかけることなく最大限の効果を発揮することが求められているものと思います。

先日、高松市がシティプロモーションの一環で「インフルエンサー100人旅行」 in 香川と称して、高松市の観光資源を広く多くの目でPRするという企画を実施をいたしました。こちらはフォロワー数総勢5,000万人ということで、魅力を一度に多くの方に伝えるものとしては効果的であると思われませんが、最小限の費用で最大限の効果を出すために、御提案の町民やインフルエンサーによる情報発信が行政と異なった視点でまんのう町の魅力を発信する効果を期待できるものであるということから、どのような取組ができるのか、町民やインフルエンサーの上手な使い方など、調査研究を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 調査研究よろしく願いいたします。

高松市の先ほどの取組ですかね、御紹介いただいた取組、ニュースにもなっていましたし、そのことがまたSNSに上がって、またばつと広がって行って、先ほど来、申し上げましたように、まんのう町にはいわゆる映えるような場所というのがいっぱいありますので、どんどんいろんな新しい、役場が主導でやる何かじゃなくて、今回、テーマはシビックプライドなので、町民の人にどんどん関わってもらって、町民が自ら町の誇りを我が誇りとして発信できる、そういう雰囲気づくりというのも大事なので、それが、今、私が提案したのは必ず必要な要素なので、いろんな分野でシビックプライドの醸成をお願いしたらと思います。

先ほど来、私が読んでいたこのポエムのようなやつは、資料の1番、香川県民歌でございます。県民手帳のほうにはたしか楽譜と歌詞が載っていたと思います。県庁では朝の始業と夕方の終業のときに県民歌のサヌカイト演奏の音楽がチャイムとして流れるそうです。

私は昔あった東四国国体のときにこの香川県民歌というのを初めて聞きまして、そこからこれが好きで、いろんなところでみんなで歌いたいと思っておるような人間でありますので、ちょっと御紹介させていただきました。

最後、時間も来てますので締めさせていただきますけれども、まんのう町のファン全員で町の魅力を発信する、そのためにはシビックプライドを醸成することが肝要です。まんのう町のファンを増やせるかどうかで、我が町の未来が大きく左右されます。まんのう町の未来のために、いざ誇れ、いざ奮え、いざ進め、どうか我が町の未来のためにその第一歩を共に目指しましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言が終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分までといたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

**休憩 午後 0時00分**

**再開 午後 1時30分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、川原茂行君、質問を許可します。

**○川原茂行議員** それでは、令和の元年にやっと全国で米騒動が起きております。農民がやっと立ち上がる雰囲気になりつつあります。そこで、米騒動の関係について伺いますが、まず、振り返ってみますと、平成29年産米が1万3,100円、これは農協等々の集荷単価であります。平成30年が1万3,700円、令和元年が1万3,700円、2年が1万3,500円、令和3年産1万700円、令和4年産1万1,700円、令和5年産1万2,800円、令和6年産2万700円です。令和5年産までは最終清算できております。令和6年産はまだ概算払いで、米の今後の動向によって何ぼかは上がる可能性があります。今の概算払いが2万700円です。

これをちょっと細かく分けてみますと、5キロで販売されるスーパーが多いわけです。あまり大きくしますと、持てない方もおるし、消費者向きではやっぱり5キロ販売が一番多いわけです。5キロを3,000円で販売しておると、1キロが600円ですね。これを1年間でいきますと、大体1人当たりの消費量は60キロ弱なんです。大方60キロと置いていただければいいんじゃないかと思っております。1年間に1人が3万6,000円要るわけです。これを12か月でいきますと、1か月3,000円です。1日で割ると約100円です。これを、今度、5キロ3,500円にしますと、1キロが700円ですから、1年間で4万2,000円です。月に割りますと3,500円、1日に割りますと120円です。5キロ4,000円にしますと、1キロ800円、60キロで4万8,000円、これを一月に割りますと4,000円です。1日に割りますと百三十三、四円で

す。5キロを4,500円にしますと、キロが900円ですから、60キロが5万4,000円で、1年間で5万4,000円ですから、一月でいきますと4,500円、1日当たりが150円、5,000円でいきますと、1キロが1,000円ですから6万円です。月に直しますと5,000円、1日に直しますと、1日に170円ぐらいです。これが、今、マーケットから消費者に渡る大体の目安の単価です。今、都市、地方を入れての平均が5キロが4,239円、今までの販売が。ですから、ここで言う4,000円余りになりますと、1日当たりが140円ぐらいになりますかね、それぐらいです。この数値を町長にまず頭に入れていただきたい。

まず、ここでちょっと伺います。

この数値を見て高いと思われるか、適当だと思われるか、安いと思われるか、感想を伺います。農林課長も続いてお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今の主食米の価格でございますが、今の現在の農業をやっておられる方の状況を見ますと、農業機械や燃料、化学肥料など、農業資材の高騰の影響を受けておりますので、現在の主食用米の価格は決して高いものとは思っていませんので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 今、言った町長の言葉は分かるんですが、今5段階で言いましたが、例えば5キロ5,000円としたら6万円ですね。6万円でいって、1日が170円、この数値はいかがですか。これが一番高い分、特別高いのはありますけど、5キロが5,000円というのが大体上の相場です。これを考えてどう思われますか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

5キロ5,000円ということでございます。1日が170円ということでございますので、今の農業状況から考えますと、あまり高いというふうには思っておりません。

**○大西樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** ただいま質問に対して農林課から申し上げますが、町長と同様でございますが、まず、消費者が農家を支えるという観点から考えましても、5キロ5,000円という価格が決して高いものではないと考えています。以上です。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** それでは、生産者の立場から言えば、1995年、30年前に食糧制度が廃止されました。政府の買入価格の最低の分が機能を果たさないんやと、自由競争です。そうなったときに、ふだんは米価はもちろん、稲作経営や農業全般に関心の低いこの国のマスメディアが、昨年夏以降で寄ってたかってこの問題を取り上げました。あたかも政府の失策がこの事態を招き、消費者をぐるにして、農家がぼろもうけしているような報道を垂れ流していることは看過できないわけでありまして。これに乗るように、有識者や

評論家がさらに事態をあおり、悪化させていることは言語道断であります。主食の米をはじめとする食料の安定供給について再度考え直し、我が国最古のなりわいである稲作農業が持続可能な形で継続できる道を探る国民的議論が必要だと、これは農水省の幹部が言っておりました。

そこで、この騒動が起きた理由を、1年間に今生産できるところが700万トン弱です。これが47都道府県で面積から割り出して、作況指数をはじいております。そうしますと、生産量が18万トン余ると農水省は踏んだわけです。ところが、現実には消費者のところへ行きますと21万トン足りない。この差が約39万トンあるわけです。生産者は生産量は余ると。実際、そのままいくと、21万トン足らんわけですから、39万トン誤差ができました。これがなぜかという、一連によりますと、卸売業者が困っておるんじゃないかという話も出ました。しかし、これには6年産の夏が暑過ぎて品質が悪かったと、これも大いに影響しとると思います。例えば米が良質米であった場合には、卸売業者が色選にかけて白米に精米します。このときに大体良質米であれば3%ぐらいしか目減りがしません。悪い米になると7、8、9、10、約1割近いぬか等の減歩が出ます。ここらがかなりこの39万トンの中に響いてきとるのも事実だと思います。生産量がこんだけ余るといいう、消費者側サイドまで行ったときには足りない。これはこういういろんな関係がある。

卸売業者、集荷業者、いわゆる農協等を中心とした生産者側から集めるところ、そして、そこから卸売業者に流れます。卸売業者が精米等の5キロやったら5キロにいたします。小売に入って、スーパー等の店頭には並びます。その場合、今、農水省が行っておるのは、大体5,000トン以上の場合には卸売業者がどの程度加工しておるのかは把握しておると思います。しかし、自由競争になりましたから、5,000トン以下の方がどんどん買い付けます。訳が分からんです、はっきり言って。ここらが大いに減した差異がこの39万トンだろうと思います。

そこで、差はできた以上、仕方がないんですが、この場合、例えば生産コストが大体、今、1ヘクタールぐらいの方を中心にいけば1万6,000円弱です。これから面積が少ない方は1万7,000円になったり1万8,000円になったり2万円になったりします。面積の多い方は逆に下がります。生産コストが1万4,000円になったり1万円になったりします。ですから、国の政策としては、広い集約した面積を作りなさいと、こういうことなんです。

ここで、1万6,000円ぐらいいろいろな費用がかかったとすれば、令和6年産の2万700円は超えるのは分かってますから、2万700円が2,000円アップしたら2万3,000円近くになります。しかし、令和5年度の1万2,800円、特にひどいのは、令和3年度は1万700円です。こうしますと、農家は1俵当たりに対する損失が5,000円になるんです。それでも農家の方がなぜやったか。いろいろ意味は、町長、私が言わなくてもお分かりだろうと思いますが、そういう生産の仕方をやってきたのが、今日に至っては、どうしてもこれではやっていけないというような形で、令和の米騒動が起き

ておるわけです。

この米騒動の中、米が高いと消費者は言う。これにマスコミがあおってしまって、どんどん高い高いと騒ぎ立てる。しかし、消費者は深刻な問題です。農業生産の自給率は38%、カロリーベースで。米だけは今までは100%生産してきたものが足りないというんですから、大ごとなんです。ほかの食料は足らんのは分かるとるんやけども、米は少なくとも過去ずっと100%あったわけですから、それが足りないとなったら大変なんで騒いでおるわけですが、高騰という原因の中には、やっぱり消費者が手に入らないというのも現実にあるんです。ものが入らないから高いという表現をする方もおるわけです。しかし、現実、常識的に考えたら、物が無いから高くなる、これは自由競争の原理原則です。

今まで私が一方的に話しましたが、それを踏まえて、国に対して持続可能な農業従事者を増す。持続可能ということは、農業で生活できる、利益があるということをお当然指します。持続可能な農業従事者を増すということが食料・農業・農村基本法にはうたわれてない。それは国のほうも分かっていると思うんですが、そこはうたわれてない。こういうことに対して、先ほど国民的議論をしてくれと言っている中ですから、町長が国に対して、あらゆる町長の町長会とかそういうのはあると思います。思いますが、まんのう町長として国のほうへ持続可能な農業従事者を増やすことに対しての、字句はこれから考えていただきたいと思います。要望していくべきでないかと思いますが、この点についてはいかがですか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの質問にお答えいたします。

御承知のとおり、近年は気候変動への対応や不安定な国際情勢などによる食料の安定的な供給の確保など、農業を取り巻く課題が大きく変わってきており、とりわけ農産物の価格が不安定な現状は、農家の皆さんだけでなく、消費者の方々にとっても不安ですので、持続可能な農業を目指す新たな制度が必要な時期にあると思っております。

そのような中、国では今後の農政を示す「食料・農業・農村基本計画」を策定中ですが、計画の骨子案を確認してみますと、主要テーマである「我が国の食料供給」の中に「国内の農業生産の増大」が盛り込まれております。将来にわたって安定運営できる水田政策の確立や需要に応じた麦や大豆等の本作化、生産性向上のための多収品目等の育成及び導入など、食料安全保障の確保を掲げております。

一方、国内の農業に目を向けてみますと、昨年は主食用米の不足により販売価格が久しぶりに値上がりになりました。しかしながら、農機具の燃料や化学肥料などの農業用資材価格高騰の影響を現在も受け続けていることを鑑みますと、現在の主食用米の価格は決して高くないものと思いますので、今後とも現在の販売価格を維持し、農家に還元できる仕組みとなるよう切に願っております。

しかしながら、いまだに主食用米の混乱は続いておりますが、次期基本計画を精査した上で、農業関係機関との協議や町村会との足並みをそろえながら、これから必要に応じて

しかるべき措置を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 第2次まんのう町総合計画の中で見ますと、令和4年の農業産出額が55億3,000万円とうたわれておりました。これが全国の1,719市町村の中で498位、大体500番目なんですね。これはまんのう町の人口からして素晴らしいことだと思います。上中下と分けますと、550以上が上、550の自治体から1,100までが中、1,100から1,719までが下としますと、まんのう町の場合は上の下に入るわけです。これは、町長、素晴らしいことなんですよ。これはまんのう町が農業立町といって大きな旗を振っても過言でない。この人口で500の中へ入っておるわけですから、自信を持っていくべきじゃなかろうかと。私も農業に自信をなくしておったんだが、この数字を見て、ちょっとまた、今日、元気が出ました。

ちょっと私の提案を申し上げますと、まんのう町は、今、満濃地区が圃場整備がまだのところが多い。これからやろうとする機運になっております。満濃池を源水にしてパイプ配管を引く。面積が何ぼあるかは、私、把握しておりませんが、少なくとも300ヘクタール以上あるのは間違いない。国営でやる場合には300ヘクタールを恐らく超えなんだからいかんと思いますが、仮に10年、20年後に満濃池を源水としてパイプ配管で300ヘクタール以上ができれば、この産出額、要するに自治体の498位が、ひょっとしたら100番台に入るかもわからん。もっと言うと、夢を追いますと、二桁台になる可能性は十分持っておるだろうと思います。それが私の考え方の一つなんです。

こういうことを考えますと、町長以下、執行部の皆さん、当然議会も本腰を入れて、この農業政策に邁進せないかんわけでありますが、今まで以上に農業政策に自信を持っていくべきだと。それを踏まえて、先ほどの町長の答弁でいただきましたが、まんのう町独自の、これはちょっと後づけにしましたが、このグラフを見ますと、まんのう町の場合、55億円余り入りますと、香川県内では高松、三豊、観音寺、その次がまんのう町です。香川県4番目なんです。まんのう町が、人口のこれだけ少ない地区がすぐトップに出るのは間違いない。先ほど、私、提案したような形で圃場整備ができれば、全国の二桁台になる夢を見ております。これは私の夢ですが、私以上に町長は夢を追っていただきたいと思います。思うんですが、この点はいかがでしょう。

例えば、今の私の提言なんです、満濃池はかんがい用ため池ですから、まんのう、多度津、琴平3町、善通寺市、丸亀市、こんだけ管理しておる池ですから、かなり厳しいのは分かりますが、将来的に考えてみますと、満濃池を源水にして圃場整備を国営でやるというのが今からの代でなかろうかと思っておりますので、考えていくこと自体が現実のものになっていくわけですから、考えなかったら、あれは難しい、これは難しいといいよったら、いつが来ても前向いて動きません。担当課長、建設土地改良課長も踏まえて、町長、その意欲のあるところをお示しいただきたい。お聞きいたします。

**○大西樹議長** 建設土地改良課長、川原涼二君。

**○川原建設土地改良課長** 川原議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

現在、まんのう町におきましては、第2次中山間地域総合整備事業ということで、十数地区の圃場整備事業が申請が上がるかという状況でございます。中でも神野地区を中心にかなり大規模な面積になろうかとしているような地区がございます。ただ、今のところ、満濃池の受益とそれ以外の受益が入り混じったような状況でございます。議員さん御指摘のように、満濃池の受益地をまとめて国営でというお話でございますが、その中におきまして、満濃池の受益地とそれ以外の部分をどう区分けしていくのか、また、それが同じ地区として採択になるものなのか、そういったところも県、国等と協議して詰めていかなければならないというふうに思います。

それと、今現在、申請が上がるようとしている地区につきましては、地区の意欲と申しますか、圃場整備に対する意欲が醸成されておりまして、すぐにでもやってほしいというような状況でございます。そこに対しまして、ほか数百ヘクタールの地区を話ができるまで待っていただけないかというような提案をするのは少し無理があるのかというところも考えなければならないということでございます。その辺りを総合的に判断して、これから検討はしていきたいとは思っています。

また、満濃池の受益につきましては、神野、吉野、四条、高篠、町内だけでもあるわけでございますので、神野、吉野、その辺りだけにお声がけをしていいものなのか、その辺りも総合的に判断しないといけないかなというふうには思います。

また、国の予算、それから事業メニュー等の兼ね合いもございますので、その辺りは農水省との折衝を県のほうにお願いしなければならないと思いますので、その辺りは検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 今の答弁の中で、急ぐところで話ができておるところはそれでいいわけですが、最終的に国営でやるというのを、これから考えていただくということがまず一番ですから、それはいいとして、そういうことは十分検討して、県、国のほうへ十分話をしてつないでいただきたい。

それを踏まえて、先ほど町長、まんのう町独自に政府に対して、関係省庁に対して、まんのう町として要望を出していただくことをぜひお願いしたいんですが、いかがですか。圃場整備じゃないんですよ。この米の問題、米の価格等について、農業従事者。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農業政策につきましては、まんのう町は香川県でも農業立町ということでございますので、香川県、まんのう町独自でいろんな提案もしていきたいとは思いますが、なかなか農業はまんのう一町で解決できる問題でもございませんし、やはり先ほど申しましたように、せめて満濃池かかの中讃地域、また、県町村会等で足並みをそろえて、県、国のほうへ

要望するのが筋でなかろうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私が言いたいのは、農水省が国民的な議論をする必要が当然あるんだと言ってきておるんですから、当然、各自治体からどんどん意見を言うのが当たり前だと、こういう解釈でございます。ですから、町長がいろんな場で会があります。それはそれでまとめて要望を出していただいたらいいんです。けども、まんのう町におけるこの立場として、香川県で、今、4位です。4位という農業立町を自負できる立場として、まんのう町として要望するのは、私は当然でないかなとこう思っております。この点について、誤解があったらいけませんので、再度、お伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたしたいと思っております。

まんのう町独自で国のほうへ要望書を出すということでございますが、もちろん町の執行部のほうでは出したいと思っておりますし、また、議会の議員の皆さん方の同意もいただいて、議会のほうからも一緒に出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これはちょっと場違いかもわかりませんが、議長に今の町長の返答を受けて、議会でも十分今度は意見書として提出するような話合いをしていただくことをお願いしておきたいと思っております。ぜひお願いするということでございますので、心強く思っております。

次、今は国のほうへの要望書、今度は町にお願いしたいわけでありましたが、地域計画です。ここにうたわれております、今までは人・農地プランに地域農業の在り方を定めて、担い手の確保と農地の集積、集約化を進めてきたわけでありましたが、令和5年度から地域ごとに農業者が協議して、10年後の目標地図を作成し、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画として推進していくということであります。

その中で、例えば中核になる人間がこの中へ入ってくるだろうと思っております。ここから漏れた方、要するに規模が小さい、例えば50アール以下とか、どこに一番置くかは分かりませんが、例えば課長に聞きたいのは、50アール以下の方が農業されておる人口を把握できてますか、いかがですか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、ただいまの川原議員の御質問に対しまして、農林課からお答えしたいと思います。まず、このたびの地域計画で中核を担う認定農業者122名を含めた地域農業を担う者として登録する人数は1,178名でございます。多くは7反以上の農地を所有して耕作している方を中心に登録させていただいておりますが、仮にそれを下回る、例えば50アール、30アール、もしくは20アールと、面積規模は小さい

んだけれども、耕作意欲が高い方が申出があった場合には、地域計画は毎月変更することになりますので、当然、そういった方は登録に加えていきたいと考えております。

それと、農地法の申請の中で、農地の売買があります。所有者が変わった場合にも、地域計画の変更が伴いますし、また、農地転用があった場合も変更が伴いますので、まんのう町では毎月変更をかけていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 今、私、50アールと言いましたが、70アール以下の方で農業を本当にやりたいという若い方、これは地域計画の中へ入っていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、例えば高齢者の方が、もうそこへ入るまでの意欲はないんだけど、したいという人もおいでると思う。この方たちの面積、人数はどれぐらいでしょうかね、面積。

**○大西樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** ただいまの川原議員の再質問に対してお答えしますが、まずはこの地域計画の目標地図を地域で話し合う前に、耕作者の皆さん方から耕作のアンケートを取りました。というのは、10年後、あなたが現在耕作している農地を継続して耕作されますかどうかということ、貸したいですか、売りたいですか、そういった内容となっています。その中で、10年後はさすがに誰かに貸すつもりだという方は、思いのほか、実はまんのう町の場合は少なかったです。ですが、どうしてもアンケートの中には、やっぱり農業後継者がどうしてもいないという方は、10年後は誰かに貸したい、もしくは売りたいという方については、目標地図の中に近くの地域農業を担う方々の中で耕作できるであろう人が10年後の農地を管理するというような地図の作成をしております。

ただ、資料を今日はお持ちしていませんので、そのアンケートで答えた、将来、空くであろう面積とか人数についてはここではお答えすることはできませんが、思いのほか、まんのう町では少なかったと記憶しております。以上です。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 地域計画に意欲のある方、面積が少なくとも入りたいという方は、それはそれで結構です。しかし、人間関係がありますから、どうしても自分でやろうか、それともそのまま放っておこうかという方もおいでると思う。この方を救う手段、今はまんのう町にはあまり多くないと言いましたが、多くない方も、じゃああんたは少ないんだからといって放っておくわけにはいかない。救う手段はお持ちですか。

**○大西樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** ただいまの御質問に対してお答えしますが、まず、今現在、10年後、私は農業をしたいんだという方がいても、例えば体調不良とか不慮の事故とかでどうしても耕作ができなくなる状態は当然想定しなければなりません。急遽、遊休農地化してしまうようなことが発生した場合にどういう体制を取るかというと、この地域計画が3月18日に公告予定なんですけど、それ以降は農地の貸し借りは全て香川県の農地機構を通す

ことになります。まんのう町には農地機構から農地集積の専門員の方を1人配属していただいておりますし、また、配属された専門員の方と地元の農業委員さん、また、農地利用最適化推進員さん共々が空いた農地の次の耕作者を探すという話にはなっておりますので、その点については、どちらかといえば、農業委員会が中心となって動くようになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 いや、私がお伺いしておるのは、地域計画から外れた方、人間関係があるわけですから、どうしても自分が少ない面積でもやりたいという方、これは若い方じゃないんですよ。例えば高齢化になって、いつまでできるか分からんきん、やれんようになったらお願いするんだけど、それまでは自分でやりたいという方の対応をお考えになっておるかとお伺いしておるんです。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 御質問にお答えしますが、このたびの地域計画では、高齢だからという理由で地域計画に登録する地域農業を担う者の登録を除外しているものではありません。耕作意欲がある方は、たとえ面積が少なくても、農林課のほうに相談に来ていただければ、当然登録させていただきますし、また、面積を増やしていただきたいということはお伝えしようと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 どうもしっくりかみ合わないんですが、私は人間関係のことも考えないかんので、地域計画の中へ入るまでもなく、自分が少ない面積でもやりたいと、これはあくまである程度の年齢の高齢者の方です。若い方は当然理解していただいて、地域計画で、今後、面積も増やしてもらいたいんですけども、面積は増やせない、今ある自分の農地を自分でやりたいんだという場合、この方の対応はいかがですかとお聞きしとるんです。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの質問にお答えしますが、少ない面積、例えば20アールぐらいの面積を現状維持で自分が耕作するといった場合には、現状維持ということで、目標地図には色は塗られておりません。白いままでございます。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 どうもちよっと食い違っておるようでありますが、私の質問の仕方が悪いのかもわかりません。けども、そういう方は必ず出てくるだろうと思えます。そういう方の救う方法を何かお考えかとお聞きしとるんですが。

○大西樹議長 14番、川原茂行君に申し上げます。発言時間が終了いたしましたので。

○川原茂行議員 また後でゆっくり質問を一日がかりでやらさせていただきますので、そのときはよろしくお願ひします。終わります。

○大西樹議長 これで、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月21日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後2時17分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員